

安全に関する職員の行動規範

一、一致協力して輸送の安全の確保に努め、お客様を安全・安心・快適に目的地までお運びします。

一、輸送の安全に関する法令や規程を遵守し、安全意識の徹底と、厳正・忠実な職務の遂行にあたります。

一、事故発生時には、負傷者の救護を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。

一、安全に関する正確な情報を、确实・迅速に伝え共有化に努めます。

一、お客様からの声を率直に受け止め、お客様の目線に立って、常に問題意識を持って業務の改善に努めます。

平成二十四年四月

京都市公営企業管理者交通局長

西村 隆